

いちゃりば食育ネット（沖縄地域食育推進ネットワーク）設置要領

平成17年 7月27日
改正 平成28年 1月18日
最終改正 平成28年 5月20日

1. 趣 旨

健康で豊かな食生活を実現するためには、国民一人ひとりが「食」に対し関心を持ち、日頃から「食」について考える習慣を身につけることが重要である。

沖縄県においては、近年、生活習慣病の増加等により平均寿命の都道府県別順位が後退するなど、その生活スタイルに警鐘が鳴らされている状況にあり、県民各層における「食育」の推進が喫緊の課題となっている。

このため沖縄総合事務局では、関係機関との情報交換を行うとともに、県内において各関係機関、各団体等が実施する食育活動について、各業種団体や、各地域にその情報を提供し、もって県民による草の根運動的な食育活動の推進が図られるよう、情報受発信を側面から支援することを目的に本ネットワークを設置する。

本ネットワークで扱う「食育」とは、

子どもから大人まで県民一人ひとりが自らの「食」について考える習慣を身につけ、生涯を通じて健全で安心な食生活を実現することができ、また、食に関する感謝の念や理解が深まるよう、食の安全性、食事と疾病との関係、食品の栄養特性やその組み合わせ方、食文化、地産地消等を適切に理解し実践するために必要な情報提供活動や地域における実践活動等を行うものをいう。

2. 活動内容

- (1) 関係機関、関係者との情報交換
- (2) その他(1)の実施に必要なこと

3. 事務局及び協力機関

事務局：沖縄総合事務局（農林水産部食料産業課）

協 力：沖縄県（農林水産部流通・加工推進課、教育庁保健体育課、保健医療部健康長寿課）、独立行政法人農畜産業振興機構那覇事務所

4. 参加機関等

消費者団体、生産者団体、教育関係、医療関係、地域活動団体、食品産業団体、マスコミ、市町村、その他

本ネットワークへの参加登録については、参加希望主体の申込みに基づき、随時、食料産業課にて行う。

5. その他

ネットワークの庶務は、沖縄総合事務局農林水産部食料産業課が担当する。